（用紙　日本産業規格Ａ４縦型）

物　品　売　買　契　約　書

物品の売買について静岡県（以下「甲」という。）と　　（以下「乙」という。）との間に、次のとおり契約を締結する。

（契約の目的）

第１条　この契約の品名、規格及び数量は、次のとおりとする。

（１）品名、規格及び数量

品　　名	種類、形状、規格等	数　　量
夏作業衣	仕様書のとおり	一式（別紙のとおり）

（２）売 買 代 金　　金　　円

（うち消費税及び地方消費税額　金　　円）

（３）納 入 期 限　　令和９年３月12日（金）

（４）納 入 場 所　　仕様書記載のとおり

（５）契 約 保 証 金　　免 除

（納入期限の延長）

第２条　乙は、天災その他自己の責めに帰することができない理由により納入期限までに納入することができないときは、その理由を明らかにした書面をもって、納入期限延長の申出をすることができる。

２　前項の申出は、納入期限内にしなければならない。

（納入の通知）

第３条　乙は、物品を納入しようとするときは、その旨を甲に通知するものとする。

（検査及び引渡しの時期）

第４条 甲は、乙が物品の納入をした日から10日以内に検査を行うものとする。

２　乙は、前項の検査に立ち会うものとし、立ち会わないときは、検査の結果について異議を申し立てることができない。

３　乙は、第１項の検査に合格しないものについては、遅滞なくこれを良品と取り替えなければならない。前条及び第１項の規定は、良品と取り替える場合について準用する。

４　検査に必要な費用及び検査の際の変質、消耗又はき損等の損害は、すべて乙の負担とする。

５　乙は、検査に合格したときは、遅滞なく物品を引渡さなければならない。

（危険負担）

第５条 前条第５項の引渡し前に生じた物品の亡失、き損等の損害は、すべて乙の負担とする。

（代金の支払時期）

第６条　甲は、第４条第５項の引渡しを受けた後、売買代金を甲が乙から適法な支払請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。

２　甲は、その責めに帰すべき理由により、前項の期間内に売買代金を支払わないときは、その支払期限の翌日から支払の日までの日数に応じ、当該未払額につき、年3.0パーセントの割合で計算して得た額の遅延利息を乙に支払うものとする。

（追完請求権）

第７条　納入された物品が、種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものである場合（以下「契約不適合」という。）は、甲は、乙に対し、当該物品の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、乙は、甲に不相当な負担を課するものでないときは、甲が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

２　前項の契約不適合が、甲の責に帰すべき事由によるものであるときは、甲は履行の追完を請求することができない。

（買主の権利の期間制限）

第８条　乙が、契約不適合の物品を納入した場合において、甲が不適合を知ったときから１年以内にその旨を乙に通知しないときは、甲は、その不適合を理由として、履行の追完の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。ただし、乙が納入のときに契約不適合を知り又は重大な過失によって知らなかったときはこの限りではない。

（納入遅延に対する違約金）

第９条　乙は、乙の責めに帰する理由により、納入期限内に物品を納入しない場合は、甲に対して違約金を支払うものとする。

２　前項の違約金の額は、納入期限の翌日から納入の日までの日数に応じ、当該遅滞に係る物品の売買代金に対し、1日につき1,000分の１を乗じて得た額とする。

３　甲は、乙に対して支払金の債務があるときは、前項の違約金と相殺することができる。

（解除）

第10条　甲は、乙が次の各号の一に該当したときは、契約を解除することができる。

（１）納入期限内に契約を履行しないとき、又は履行の見込みがないと認めるとき。

（２）契約の履行の全部が不能であるとき又は全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

（３）契約の履行の一部が不能であるとき又は一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約した目的を達することができないとき。

（４）前各号のほか、乙が契約に違反し、その違反により契約の目的が達することができないと認めるとき。

（５）次のアからオのいずれかに該当したとき。

ア　役員等（個人である場合にあっては当該個人をいい、法人である場合にあっては当該法人の役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下各号において同じ。）が暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号。以下「暴対法」という。）第２条第６号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者（以下各号において同じ。））であると認められるとき。

イ　暴力団（暴対法第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下各号において同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ　役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用したと認められるとき。

エ　役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して財産上の利益の供与又は不当に優先的な取扱いをする等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ　役員等が、暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有していると認められるとき。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第11条　乙は、この契約から生ずる権利義務を第三者に譲渡し、又は担保に供することができない。ただし、あらかじめ静岡県知事の承認を受けた場合は、この限りでない。

（費用の負担）

第12条　この契約の締結に要する費用及び物品納入に要する費用は、乙の負担とする。

（協議）

第13条　この契約書に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議の上、これを定める。

上記の契約の成立を証するため、この契約書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を所持する。

ただし、本契約を契約の内容を記録した電磁的記録により締結する場合は、当事者が総務省関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成15 年総務省令第48 号）第２条第２項第１号に規定する電子署名を行い、各自その電磁的記録を保有する。

令和８年　月　日

甲　静岡市葵区追手町９番６号
静岡県知事　鈴木　康友

乙